

教生第331号

平成29年3月27日

各県立学校長 殿

生徒指導支援室長

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）

平素は、県教育委員会の諸事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月16日付け28文科初第1648号により、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長及び文部科学省高等教育局長から別添写しのとおり通知がありました。「いじめ防止対策推進法」が施行され3年が経過することから、文部科学省では、「いじめ防止対策協議会」等においてこの法律の施行状況等を勘案し検討がなされてきました。このたび、検討の結果を踏まえ、別添1及び2のとおり「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、別添3のとおり、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

つきましては、この「いじめの防止のための基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容について全教職員で共通理解するとともに、必要に応じて、貴校における学校いじめ防止基本方針改定等の参考としていただく等、いじめの未然防止等の取組が形骸化することなく、常に実効性のある取組となるよう点検と見直しをお願いします。

本件連絡先

生徒指導支援室

Tel 0742-27-5435